2022年4月8日

 全国株懇連合会理事会決定

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により導入される株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行され、株主は会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求(以下、「書面交付請求」という。)することができる(会社法第325条の5第1項)ことになりました。また、書面交付請求をした日(書面交付請求をした株主が後述の異議を述べたときは、当該異議を述べた日)から1年を経過したときは、会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1か月を下らない期間内に異議を述べるべき旨を催告(以下、「異議申述手続」という。)することができます(同条第4項)。

株主からの書面交付請求の方法および株主が異議申述手続に対して異議を述べる方法については、いずれも会社法上特段定められていません。一方、電話等での口頭による書面交付請求や異議申述を認めると、会社として事後的に書面交付請求や異議申述の有無を確認することが困難となることが懸念されます。株主から書面交付請求や異議申述が適法になされたにも関わらず、会社が当該株主に対して電子提供措置事項を記載した書面を交付しなかった場合には、株主総会決議の取消事由となることも考えられますので、書面交付請求や異議申述の有無が明確となるようにしておく必要があります。

このため、書面交付請求および異議申述の確実な受付手続を行うという観点から、その方法を書面に限定することを株式取扱規程に定めることとし、別紙のとおり「株式取扱規程モデル」を改正することとします。

また、書面交付請求は株主権であり、振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等には該当しないため、「株式取扱規程モデル 第 4 章株主権行使の手続き」において少数株主権等の行使方法を規定した現行第 11 条 (少数株主権等)の規定の前に第 11 条として置くこととしました。なお、新しい条文の追加となりますので、現行の 11 条以下の条数を繰り下げることと、現行の第 14 条 (買取代金の支払)、第 20 条 (買増株式の移転)、第 23 条 (手数料)、第 25 条 (グローバル機関投資家等による議決権の代理行使)については規定中に引用された条数も繰下げとなりますので、留意が必要です。株式取扱規程モデル改正の効力発生日は、電子提供制度の施行日である 2022 年 9 月 1 日となりますので、それまでに改正手続きをしておくことが望ましいと思われます。

なお、株式取扱規程モデルの条文を引用している各事務取扱指針等につきましては、本改 正による引用条文の繰下げに伴う所要の変更をいたします。

以上

(下線は変更部分を示します)

	(ト線は変更部分を示します)
改正前	改正後
	(書面交付請求および異議申述)
	第11条 会社法第325条の5第1項に規定
	された株主総会参考書類等の電子
	提供措置事項を記載した書面の交
<新設>	付の請求(以下「書面交付請求」と
	いう。)および同条第5項に規定さ
	れた異議の申述をするときは、書面
	により行うものとする。ただし、書
	面交付請求を証券会社等および機
	構を通じてする場合は、証券会社等
	および機構が定めるところによる
	<u>ものとする。</u>
第 <u>11</u> 条~第 <u>13</u> 条(条文省略)	第 <u>12</u> 条〜第 <u>14</u> 条(現行どおり)
(買取代金の支払)	(買取代金の支払)
第14条 当会社は、前条により算出され	第 <u>15</u> 条 当会社は、前条により算出され
た買取価格から第23条に定める手	た買取価格から第 <u>24</u> 条に定める手
数料を控除した金額を買取代金と	数料を控除した金額を買取代金と
し、当会社が別途定めた場合を除	し、当会社が別途定めた場合を除
き、機構の定めるところにより買	き、機構の定めるところにより買
取単価が決定した日の翌日から起	取単価が決定した日の翌日から起
算して4営業日目に支払うものと	算して4営業日目に支払うものと
する。ただし、買取価格が剰余金	する。ただし、買取価格が剰余金
の配当または株式の分割等の権利	の配当または株式の分割等の権利
付価格であるときは、基準日まで	付価格であるときは、基準日まで
に買取代金を支払うものとする。	に買取代金を支払うものとする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第 <u>15</u> 条~第 <u>19</u> 条(条文省略)	第 <u>16</u> 条〜第 <u>20</u> 条(現行どおり)

(買増株式の移転)

第20条 買増請求を受けた株式数に相当 する自己株式は、機構の定めると ころにより、買増請求をした株主 が証券会社等を通じて、買増代金 として買増価格に第23条に定める 手数料を加算した金額が当会社所 定の銀行預金口座に振り込まれた ことを確認した日に、買増請求を した株主の振替口座への振替を申 請するものとする。

第21条~第22条(条文省略)

(手数料)

および第16条の単元未満株式買取 請求に係る手数料は、以下のとおり とする。

(各社の定める手数料を記載する。)

第24条(条文省略)

(グローバル機関投資家等による議決権の 代理行使)

第25条 グローバル機関投資家等は、次条 から第28条までの要件および手続きを 満たすことを条件として、当会社の株 主総会に出席して議決権を代理行使す る(以下単に「議決権を代理行使す る」という。)ことができる。

第 26 条~第 28 条 (条文省略)

(買増株式の移転)

第21条 買増請求を受けた株式数に相当 する自己株式は、機構の定めると ころにより、買増請求をした株主 が証券会社等を通じて、買増代金 として買増価格に第24条に定める 手数料を加算した金額が当会社所 定の銀行預金口座に振り込まれた ことを確認した日に、買増請求を した株主の振替口座への振替を申 請するものとする。

第22条~第23条 (現行どおり)

(手数料)

第 23 条 第 12 条の単元未満株式買取請求 | 第 24 条 第 13 条の単元未満株式買取請求 および第 17 条の単元未満株式買増 請求に係る手数料は、以下のとおり とする。

(各社の定める手数料を記載する。)

第25条(現行どおり)

(グローバル機関投資家等による議決権の 代理行使)

第26条 グローバル機関投資家等は、次条 から第29条までの要件および手続きを 満たすことを条件として、当会社の株 主総会に出席して議決権を代理行使す る(以下単に「議決権を代理行使す る」という。)ことができる。

第27条~第29条(現行どおり)

【補足説明】

【補足説明】

第11条

<新設>

- (1) 株主は会社に対して株主総会参考 書類等の電子提供措置事項を記載した 書面の交付を請求(以下、「書面交付 請求」という。) することができる (会社法第325条の5第1項)。また、 書面交付請求の日(書面交付請求をし た株主が後述の異議を述べたときは、 当該異議を述べた日)から1年を経過 したときは、会社は書面交付請求した 株主に対し、書面の交付を終了する旨 を通知し、かつ、これに異議のある場 合には1か月を下らない期間内に異議 を述べるべき旨を催告することができ る (同条第4項)。なお、書面交付請 求は振替法第147条第4項に規定され た少数株主権等には該当しないため、 個別株主通知の申し出を要しない。
- (2)書面交付請求および異議申述の方 法はいずれも会社法上特段定められて いないところ、書面交付請求および異 議申述がされたかどうか明確にするた め、請求方法を書面に限定するもので ある。
- (3)書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合の請求方法は、証券会社等および機構の定めるところによる (第1条参照)。また、異議申述を証券会社等および機構を通じてすることはできないと考えられる。
- (4)書面交付請求に際しての株主確認 は、「株主本人確認指針」に定めると ころによる。株主が会社(株主名簿管 理人)に電話等で書面交付請求を行う 旨を通知した場合、株主の登録住所宛

に会社所定の書面交付請求書を送付 し、当該請求書が会社(株主名簿管理 人)に提出されることをもって行う。 この場合、当該請求書が会社(株主名 簿管理人)に到着した時に書面交付請 求の効力が発生したこととなる。な お、株主が会社所定の書面交付請求書 以外の書面を用いて請求する場合は、 株主本人確認書類の提出を要する。 (5)会社が異議申述の催告を行うとき は、催告に際して会社所定の催告書と 併せ異議申述書を対象株主に送付する ことも考えられる。

※以下、補足説明の条数を繰下げ、補足説明中の株式取扱規程モデルの条数の引用部分についても繰下げを行う。

以上